

1 目的

眼科疾病のうち失明の主たる原因となっている緑内障・糖尿病網膜症などに係る眼科検診（以下「検診」という。）を実施することにより、これらの早期発見及び早期治療を促進し、もって市民の眼の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

2 対象者

東村山市に住民登録のある40歳以上の者

3 検診除外者

- (1) 定期的に眼科通院している者
- (2) 施設等入所者および入院治療中の者

4 申込み期間

9月19日から10月23日（必着）

5 申込方法

往復はがき、電子申請、健康課窓口（52円はがき持参）

6 費用

受診者負担金 1,000円

7 実施期間

平成26年11月1日（土）～平成27年1月31日（土）

8 実施機関

東村山市医師会指定医療機関

9 検診内容

検診の検査項目は、次に定めるとおりとする。

- 1. 問診
- 2. 視力検査
- 3. 精密眼圧検査
- 4. 細隙灯顕微鏡検査
- 5. 精密眼底検査（両眼）
- 6. 眼底カメラ検査（両眼）